

清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定に向けたまちづくり協議会傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定に向けたまちづくり協議会（以下、「協議会」という。）設置要領第7条の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、協議会会場の一部に設ける。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、連絡先を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 報道関係者は、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における言論に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話類は、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月22日から施行する。